

## 令和8年度武蔵野市水道事業会計予算

### (総則)

第1条 令和8年度水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

#### (業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- |             |                  |
|-------------|------------------|
| (1) 給水栓数    | 92,936栓          |
| (2) 年間総給水量  | 16,335,551立方メートル |
| (3) 1日平均給水量 | 44,755立方メートル     |

#### (収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 水道事業収益	3,891,839千円
第1項 営業収益	3,799,307千円
第2項 営業外収益	92,530千円
第3項 特別利益	2千円
支 出	
第1款 水道事業費	3,838,741千円
第1項 営業費用	3,759,527千円
第2項 営業外費用	78,212千円
第3項 特別損失	2千円
第4項 予備費	1,000千円

#### (資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額862,767千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額85,290千円、減債積立金22,159千円、建設改良積立金148,344千円、過年度分損益勘定留保資金42,869千円並びに当年度分損益勘定留保資金564,105千円で補填するものとする。）。

収 入	
第1款 資本的収入	477,692千円
第1項 企業債	358,757千円
第2項 固定資産売却代金	1千円

第3項 負担金 118,934千円

支 出

第1款 資本的支出 1,340,459千円

第1項 建設改良費 1,096,637千円

第2項 企業債償還金 242,822千円

第3項 予備費 1,000千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
建設改良事業	358,757 千円	証書借入れ又は 証券発行の方法 による。  起債の時期は令和8年度とする。ただし、その全部又は一部を翌年度以後に繰り越し、起債することができる。	5.0パーセント 以内	借入れの時から据置期間を含め、40年以内の償還とする。ただし、財政その他の都合により、据置期間及び償還年限を短縮し、若しくは繰上償還し、又は低利に借り換えることができる。その他償還については、借入先の融資条件に従う。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、200,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、営業費用と営業外費用との間における流用と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費を、これらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 271,556千円

(2) 交際費 10千円

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産購入限度額は、66,825千円と定める。

令和 8 年 2 月 24 日 提出

東京都武蔵野市長 小美濃 安 弘